

第 16 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和 3 年 10 月 29 日 (金)
- 2 開閉時間 午後 5 時 00 分開会 午後 6 時 00 分閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 13 人
1 番 寺崎秀子 2 番 小野寺昭一 3 番 坂上 修 4 番 佐藤美頭雄
5 番 斎藤哲子 6 番 関澤 克明 7 番 山崎禎彦 8 番 鈴木英博
9 番 松田直人 10 番 相澤峰基 11 番 北村浩光 13 番 舟根 祐
14 番 吉本 憲
- 5 欠席委員 12 番 西永 和美
- 6 会議出席 岡野事務局長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 4 番 佐藤美頭雄、6 番 関澤 克明
- 9 議事内容
- 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 3 号 農業経営改善計画の認定通知について
報告第 4 号 土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指定について
議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
議案第 2 号 農用地利用集積計画の要請について
議案第 3 号 土地の現況証明書の交付について

10 議事録本紙

議長

これから、第 16 回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。

会議の成立ですが、現在の出席委員数は 13 名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第 9 条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。

諸般の報告です。

(会長行動等を朗読で報告)

議長

日程第 1、本日の議事録署名委員の指定を行います。

本会議の議事録署名委員は、4 番委員、6 番委員にお願いします。

議長

続きまして、日程第 2 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」から日程第 5 報告第 4 号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指定について」まで報告事項ですので、事務局から説明願います。

主事

それでは、議案 2 頁をご覧ください。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」でございます。

相続による農地取得の届出がありましたので報告します。

議案 3 頁、4 頁をご覧ください。

番号が 3 番、4 番の 2 件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりでございます

位置図については、別冊説明資料の 1 頁から 3 頁に載せてありますので、ご確認願います

続きまして、議案 6 頁をご覧ください。

報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」でございます。

農地転用のための権利移動に係る届出を受理し、農地法施行規則第 52 条の規定に基づく、受理通知書を交付しましたので、報告します。

議案は 7 頁、8 頁をご覧ください。

番号が 4 番の 1 件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、土地所有者、転用者については議案に記載のとおりです。

転用の目的は、住宅の建設です。

転用基準の区分は、市街化区域であるため、転用許可を必要としない案件になります。

また、転用の理由についても、住宅の建設であることから、基準を満たすものと判断します。

位置図については、説明資料の 4 頁に載せてありますので、ご確認願い

ます。

以上について、届出を受理し、受理通知書を交付したことを報告します。

続きまして、議案 10 頁をご覧ください。

報告第 3 号「農業経営改善計画の認定通知について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定による通知がありましたので、報告します。

議案は 11 頁をご覧ください。

令和 3 年 9 月 30 日開催の第 15 回定例会の報告第 1 号で報告した 1 件について、通知があり、受理しています。

認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限につきましては通知に記載のとおりでございます。

続きまして、議案 12 頁をご覧ください。

報告第 4 号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」でございます。

北海道農地法関係事務処理要領第 8 の第 4 項の規定による土地の現況証明書の提出があったので、現地確認するため、鷹栖町農業委員会会長専決規程第 3 条第 9 号の規定に基づき、1 番、2 番の現地確認委員、吉本会長、山崎委員、北村委員の 3 人の指名について、専決処分しましたので報告します。

報告について以上です。

議長 報告事項ですが、質問等があればお答えします。

委員 無しの声

議長 無ければ、次の日程に入ります。

続きまして、日程第 6 議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案 14 頁をご覧ください。

議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」でございます。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。

議案は 15 頁、16 頁をご覧ください。

番号が 51 番から 53 番までの 3 件の通知を受理しております。

合意解約の理由については、備考欄に記載のとおりで、51 番については、借主の規模縮小、52 番、53 番については、売買による解約でございます。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は、それぞれ、議案に記載のとお

りです。

通知のあった合意解約の引渡し時期が 6 か月以内であるかの確認については、51 番及び 53 番は、合意解約成立日と同日で引渡し、52 番は、解約成立日が 10 月 4 日、引渡し時期が 11 月 30 日となっているので、要件が一致していると確認しています。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 7 議案第 2 号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案 18 頁をご覧ください。

議案第 2 号「農用地利用集積計画の要請について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。

議案は 19 頁、20 頁をご覧ください。

番号が 5 番から 7 番の 3 件でございます。

売買による集積で、所有権を移転する農用地の所在、地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡しの時期は議案の記載のとおりです。

位置図は、別冊、説明資料の 5 頁から 7 頁までに、調査書は、8 頁から 10 頁までに載せてありますので併せてご確認願います。

あっせん案件でございますので、担当の委員さんより、あっせんの補足説明をお願いします。

議長 5 番です。

あっせんの期間ですが、7 月 14 日から 10 月 4 日まで、あっせん回数が 5 回です。

6 番です。

13 番委員 あっせん時期が、10 月 5 日から 10 月 25 日まで、反当は、田が 240,000 円、畑が 80,000 円で成立しています。

議長 7 番です。

- 13番委員 あっせん時期が、10月10日から10月25日まで、反当は、80,000円で成立しています
- 議長 それでは、議案第2号「農用地利用集積計画の要請について」説明が終わりましたので審議いたします。
- 質疑ございませんか。
- 委員 無しの声
- 議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。
- 議案第2号「農用地利用集積計画の要請について」認める方は挙手をお願いします。
- 委員 全員挙手
- 議長 はい、それでは議案第2号「農用地利用集積計画の要請について」は、認めると決定しました
- 議長 続きまして、日程第8議案第3号「土地の現況証明書の交付について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。
- 局長 それでは、議案22頁をご覧ください。
- 議案第3号「土地の現況証明書の交付について」でございます。
- 北海道農地法関係事務処理要領第8の第4項の規定による土地の現況証明書交付の可否について、審議を求めるものです。
- 議案23頁、24頁をご覧ください。
- 番号が5番、6番の2件でございます。
- 土地の所在、地番、登記簿地目、面積、土地の所有者、申請人の住所、氏名は記載のとおりで、証明が必要な理由は、地目変更のためです。
- 5番について、航空写真は説明資料の11頁、現地写真は12頁、調査票は13頁に載せてありますので、ご確認ください。
- 6番について、航空写真は説明資料の14頁、現地写真は15頁、調査票は16頁に載せてありますので、ご確認ください。
- 報告第4号で報告したとおり現地確認委員を指名し、現地確認を行いました。
- 現地確認について、現地確認委員から現地の状況を報告願います。
- 7番委員 はい、5番の案件について、10月15日、吉本会長、北村委員、私と事務局で現地調査を行いました。
- 願出のあった土地は、転用許可済みであり、住宅が建てられているため、農地以外であると判断しました。
- 報告は以上です。
- 11番委員 6番の案件について、10月15日、吉本会長、山崎委員、私と事務局で現地調査を行いました。
- 願出のあった土地には、物置があり宅地として利用しており、農地として管理しなくなつてから年数が相当経過しているため、農地以外であると判断しました
- 議長 それでは、議案第3号「土地の現況証明書の交付について」説明が終わ

- 委員会議長： りましたので審議いたします。
質疑ございませんか。
無しの声
それでは、質疑を終了し採決に入ります。
議案第3号「土地の現況証明書の交付について」認める方は挙手をお願いします。
- 委員会議長： 全員挙手
はい、それでは議案第3号「土地の現況証明書の交付について」は、認めると決定しました。
- 議長： 日程については以上になります。
その他に入ります。
- 局長： 議案25ページ、その他の案件です。1番、次回の定例会についてです。
次回、第17回の日程ですが11月25日（木）の17時00分からの開催で考えておりますがよろしいでしょうか。
- 議長： よろしいですか。
委員会議長： 問題なしの声
それでは11月25日（木）の17時00分からでお願いします。
- 局長： 続きまして2番、農地移動適正化あっせん経過報告についてです。
追加のあっせん申出がありましたので、あっせん委員の指名についてお願いします。
- 議長： 私から指名してもよろしいでしょうか。
委員会議長： 問題なしの声
14番は、3番委員と私、15番は、4番委員と6番委員、16番は、11番委員と12番委員、17番は、10番委員と12番委員、18番は、7番委員と8番委員でお願いします。
- 局長： 主な関係機関の日程については議案に記載のとおりですのでご確認ください。
事務局からは以上です。
- 議長： それでは、以上をもって第16回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。